

**令和 2 年度
岩国市一般廃棄物処理実施計画**

**令和 2 年 4 月
岩 国 市**

令和2年度岩国市一般廃棄物処理実施計画

第1章 基本的事項

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年条例第140号）に基づき平成31年3月に策定した「岩国市一般廃棄物処理基本計画」に掲げる持続可能な循環型社会の形成へ向けて、市民・事業者・行政が協働・共創しながら、様々な施策に取り組むため、令和2年度岩国市一般廃棄物処理実施計画を、次のとおり定めます。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 発生量及びリサイクル率

(1) 固形状一般廃棄物

区分	令和元年度 見込	令和2年度 計画
発生量	46,182,000kg	43,056,000kg
リサイクル率	23.9%	25.1%

(2) 液状一般廃棄物

区分	令和元年度 見込	令和2年度 計画
し尿	6,360kL	6,810kL
浄化槽汚泥	49,143kL	46,687kL

第2章 ごみ処理計画

本計画では、岩国市一般廃棄物処理基本計画に掲げる3つの基本理念①3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、②市民・事業者・行政の協働・共創による取り組みの推進③地球環境保全の推進の下、(1)ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進、(2)ごみの適正処理の推進、(3)環境美化の推進を基本方針とし、目標とする姿『豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち～持続可能な循環型社会の形成～』の実現を目指します。

1 目標達成に向けての具体的な施策

(1) ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

①ごみの発生・排出削減

項目	施 策	
1 市民・事業者意識の向上 (人づくり)	環境教育の充実 (出前講座)	<p>環境に対する意識を根付かせるため、環境教育として、市職員が学校等に出向きごみの分別方法等についての説明やごみ処理体験によりごみ減量等の啓発を行う「出前環境講座」を実施する。</p> <p>また、「地球温暖化防止を考える会」等市民団体と連携するとともに、学校や自治会へ出前講座の案内を実施し、講座の申し込み数と参加者を増やし、環境教育の充実を図る。</p>
	ごみ処理体験学習（施設見学等）	<p>ごみの処理や有効利用等に関する学習の場として、ごみ処理施設の見学や職場体験により環境学習を充実させ、ごみの減量・分別の意義などについて認知度向上を図る。</p> <p>児童、生徒の長期休みの時期に合わせた、施設見学の際にエコフレンズいわくにが実施しているリサイクル講座などの同時開催の企画を検討する。</p> <p>また、見学者へのアンケート調査を継続実施し、結果を今後の環境学習施策へ反映させる。</p>
	広報D V Dの貸し出し	<p>広報D V Dを貸し出し、公民館活動や学校教育に役立てるなど、市民のごみ処理などに関する知識向上を図る。</p> <p>また、ホームページ上でも視聴できるようにすることで利用者の利便性を確保している。</p> <p>貸し出し制度及び視聴のP Rを行う。</p>
	ごみ減量等資料の展示	<p>毎年開催している「岩国環境フェスタ」や「エコフレンズまつり」等において、ごみ減量やリサイクル等に関する資料を作成・展示しP Rとともに、他のイベントへの出展を検討する。</p> <p>展示内容の見直しを図り、市民に分かりやすい展示資料を作成し、ごみ減量等に対する理解度向上を図る。</p>
	広報・ホームページから情報発信	広報いわくにやホームページに、分別やリサイクル、食品ロス削減等に関する記事を掲載とともに、スマートフォンアプリ「岩国市民ニュースアプリ」での情報発信も行う。

		掲載する情報の見直しを行い、内容の充実を図るとともに、市民がほしい情報へアクセスしやすい構成への見直しも行う。
	NPO法人エコフレンズいわくにの取り組み推進	<p>岩国市リサイクルプラザを拠点に、ごみ・環境問題に関する様々な啓発活動を行っている NPO 法人エコフレンズいわくにを支援し、市民へのごみ減量・リサイクル、環境問題に関する啓発と取り組みの実践を推進していくとともに、玖北地域、玖西地域の市民の利用を推進するための方法を検討する。</p> <p>(活動内容)</p> <p>リサイクル講座／広報・調査研究／修理再生・展示販売／環境イベント開催／おもちゃの病院／フードドライブへの協力</p>
	事業系ごみの減量に関するパンフレット	<p>事業系ごみの発生・排出削減やリサイクルに積極的に取り組んでもらうことを目的にパンフレットを配布する。</p> <p>また、一定規模以上の小売店等には「廃棄物管理責任者の選任」及び「廃棄物の減量等に関する計画書」の届出・提出を義務付け、ごみ減量・資源化の取り組みを推進するとともに、排出量の多い事業者に対して直接訪問し、目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼する。</p>
2 市民との協働推進	ごみ減量等推進協力員制度	<p>地域におけるごみ排出の適正化とごみ減量の推進のため、「ごみ減量等推進協力員」を登録する。</p> <p>協力員を対象にした施設見学会の実施等により協力員の育成を行い、地域一体となったごみ減量等の取り組みを推進する。</p> <p>また、協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域における指導方法の統一を図る。</p>
3 販売事業者との協力推進	スーパー・マーケット等における減量活動	スーパー・マーケット等の販売店に対して容器包装の自主回収・簡易包装の協力を依頼し、ごみの減量等を進める。

4 助成制度	生ごみ処理機器 購入補助金交付 制度	<p>生ごみ処理機器の購入費用補助制度により一般家庭への処理機器の普及を図る。また、利用実態を調査し、有効利用の方法等を公表して利用促進を図る。</p> <p>年間補助基数 170 基を目標とし、市民への積極的な広報活動（広報いわくに・ホームページ・自治会班回覧・イベントでの啓発、家電量販店等にチラシやポスターの設置）を行い、利用者数増加を図るとともに、利用者に対してアンケートを行い、補助金交付要綱の改訂等も検討する。</p>
5 協議体制の整備	岩国市環境審議会 の開催	<p>岩国市環境審議会に一般廃棄物処理基本計画の進行管理指標の実績値を報告し、意見を求める。</p> <p>また、ごみ減量等に向けた施策展開等に関して、審議会において調査・審議し、実施計画等に反映させる。</p> <p>開催予定などの情報を発信し、傍聴者数や開催結果の閲覧者数を増加させる方法を検討する。</p>
6 経済的誘導施策	指定ごみ袋制度 (ごみ処理手数料)	<p>指定ごみ袋制度の意義や効果について啓発を行う。また、ごみ処理手数料に関する調査・検討を行う。</p>
	マイバッグ持参運動 の推進	<p>環境イベント等でマイバッグ配布や啓発を行い、レジ袋有料化義務化に伴う国の取り組みも踏まえ、マイバッグ持参運動を推進する。</p>
7 生ごみ対策	生ごみ削減のための 3キリ運動推進	<p>食品ロスの削減と水切りによる生ごみの削減を併せ、食材の使いきり、料理の食べきり、生ごみの水切りによる「3キリ運動」の啓発と取り組みの実践を推進する。</p>

②ごみのリサイクル

項目	施 策	
1 分別収集の徹底	パンフレット類 の発行	<p>「ごみ収集カレンダー」を作成（外国人住民用の外国語版を含む）・配布する。転入者への配布も行い、分別徹底の啓発に努める。</p> <p>また、「ごみ収集カレンダー」とは別に分別方法をまとめた冊子の作成を検討する。</p> <p>ごみに関する啓発チラシも作成・配布し、市民の意識啓発を行う。</p>

	広報DVDの貸し出し(再掲)	「1市民・事業者意識の向上(人づくり)」と同様。
2リサイクルの推進	焼却余熱の利用	サンライズクリーンセンターでのごみ焼却による余熱を発電、場内温水用などに利用するとともに、施設概要や余熱利用を広く市民にPRする。
	焼却灰の有効利用	ごみ焼却により発生する焼却灰をセメント原料として有効利用する。 焼却灰の安定性状を維持するために市民の分別に対する意識向上を図る。
	廃棄物系バイオマスの利活用	サンライズクリーンセンターの余熱発電により、焼却ごみに含まれているバイオマスの利活用が安定的に行えるよう、施設の適正な維持管理を行う。

(2) ごみの適正処理の推進

項目	施 策	
1 収集・運搬計画	市民サービスの維持・向上 (プラスチック類の出し方変更)	リサイクルに供するプラスチック類の品質向上、水資源の保全や今後の高齢化の進行を考慮した住民サービスの向上のため、汚れの落ちにくいプラスチック類に限り「焼却ごみ」にも出せることについてごみ収集カレンダーへの掲載等により周知するとともに、適正排出について啓発する。
	市民サービスの維持・向上 (粗大ごみの戸別収集)	介護が必要な人や障がいのある人、高齢者のごみ出しへの支援として粗大ごみの戸別収集を継続するとともに、障がい者・高齢者宅のごみの戸別収集を行う制度の設置に取り組む。
	収集・運搬体制の充実	収集・運搬状況を確認検討し、体制の充実を図る。 粗大ごみとして持ち出せるごみの種類を増やし、市民による直接搬入の負担軽減を図る。
	事業系ごみ搬入指導	事業者に対して、自らによる再利用や再資源化を行うなどごみの発生・排出削減を指導する。
	事業系ごみ収集運搬業の許可	事業系ごみの収集運搬に関する許可は、事業系ごみの排出状況と現存する許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものとしており、本市で処分することが困難なごみを限定的に収集運搬する場合を除き、新たな許可は行わないものとする。

2 中間処理計画	サンライズクリーンセンターの運営管理	知識と経験を有する民間事業者に委託することにより機能を最大限に発揮できるよう運用する。
	リサイクルプラザの機能改善	稼動開始から 20 年が経過することから、かつ財政負担の軽減が図れるような施設整備方針を検討する。
3 最終処分計画	最終処分場の活用と適正管理	既設処分場について、残余容量や処分状況から、早期に終了し跡地利用を目指す施設、継続して埋立てを行う施設等、施設ごとの方針に基づき適正に維持管理を行う。 また、埋立終了、廃止した最終処分場は、災害廃棄物の仮置場としての活用を検討する。
	最終処分場の延命化（不燃物残渣の焼却処理）	これまで埋立していた不燃物残渣をサンライズクリーンセンターで焼却処分し、最終処分量を削減する。
4 その他の計画	在宅医療廃棄物対策	市民サービスの向上を図るため、在宅医療廃棄物のうち、感染性がなく、かつ鋭利でないチューブやバッグ類などを「焼却ごみ」に出せることについて「ごみ収集カレンダー」にわかりやすく掲載し、適正処理について啓発する。
	災害ごみ対策	平成 31 年 3 月に策定した「岩国地域災害廃棄物処理計画」に従い、災害時に発生するごみを迅速に処理するための体制づくりを進める。

・重点施策について

① 環境教育の充実（出前講座）

「地球温暖化防止を考える会」等の市民団体と連携し、講座メニューの充実化を図るとともに、イベント時または学校や自治会に対しての案内の実施や広報いわくに・ホームページなどで PR をを行い、申し込み数や参加者の増加を図ります。

また、アンケート調査において高い評価を受けているごみ処理施設見学や職場体験の効果を講座に反映させていくものとします。

② 生ごみ削減のための 3 キリ運動推進

焼却余熱の有効利用のため啓発していた生ごみの水切りに、食品ロス削減の取り組みである食品の使いきり、料理の食べきりを加えた「3 キリ運動」についての広報活動を実施するとともに、ごみ収集カレンダーや広報いわくに、ホームページなどで具体的な取り組み事例を紹介し、家庭や事業所での実践を啓発します。

③ 災害ごみ対策

災害時に発生したごみについて、「岩国地域災害廃棄物処理計画」にしたがい迅速かつ適正に処理がされるよう、本市内部・国・県・近隣市町、さらに民間事業者との連携について体制作りを進めます。

また、平時からの市民意識の向上のため「岩国地域災害廃棄物処理計画」を市ホームページ等へ掲載し、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

(3) 環境美化の推進

項目	施 策	
環境美化の推進	思いやりのある行動の促進	<p>環境美化に関する情報提供を行うとともに、環境美化活動における顕著な功労があった市民又は団体に対し、顕彰を行う。</p> <p>また、ホームページ等による環境美化活動の情報提供等を行い、市民・事業者の理解を深める支援を図る。</p>
	不法投棄対策	<p>不法投棄に対して、防止に関する啓発パンフレットの配布や看板の設置、広報いわくにやホームページでの啓発を行うとともに、市民と協力して、不法投棄されやすい場所に花壇を設置するなど、ごみを捨てにくい環境を作る。</p> <p>また、定期的なパトロールを継続するとともに、市民や各地区の環境衛生団体、警察等関係機関と連携して、不法投棄の防止を図る。</p>

(4) 施策展開

市民や事業者の意識向上、取り組みを実践しやすい環境を整えるため、岩国市一般廃棄物処理基本計画の施策スケジュールに沿って施策を展開します。

2 固形状一般廃棄物の種類及び分別の区分

次に掲げる全 20 種類の分別収集を行います。なお、リサイクル対象品は、③から⑩までとします。

排出者別	種類	収集方法	収集主体
家庭系 ごみ	① 焼却ごみ ② 陶磁器及びガラス類 ③ プラスチック類 ④ 金属類及び破碎ごみ ⑤ びん類 ⑥ かん類	指定袋による 定点収集	市(直営・委託収集)
	処理困難ごみ ⑦ 電池類(乾電池、ボタン電池、 コイン電池、充電式電池) ⑧ 蛍光管及び水銀式体温計、水銀 が付いた物 ⑨ ボンベ類(ガスライター・スプレー缶類) ⑩ ビデオテープ・カセットテープ 類及び石灰系乾燥剤	ビニール袋等	
	⑪ ペットボトル	(拠点回収)	市(直営・委託収集)
	⑫ 食品トレー		回収協力店による自主回収
	資源品 ⑬ 新聞紙類 ⑭ 雑がみ(雑誌)類 ⑮ 紙パック ⑯ 段ボール ⑰ 布(衣)類 ⑱ アルミ缶 ⑲ 電源コード類 ⑳ 廃食用油	専用紙ひも、 ビニール袋等	市(直営・委託収集)
	粗大ごみ	ポリ容器	
	直接搬入ごみ(一時多量ごみ等)		市民自らが直接搬入
	許可業者搬入ごみ		事業者が市の許可業者に委託して搬入
	直接搬入ごみ		事業者自らが直接搬入
事業系 ごみ			

注) 一部変則地域あり

- ※ 資源品⑬～⑳………8種類にそれぞれ分別し、専用紙ひもで縛るなどをして収集場所に出す。
- ※ 処理困難ごみ⑦～⑩………4種類にそれぞれ分別し、中身の見えるビニール袋等に入れて、[陶磁器及びガラス類]・[プラスチック類]・[金属類及び破碎ごみ]・[びん類]・[かん類]の収集日に収集場所の端に出す。

3 処理体系

別表のとおり

4 収集計画

収集は、市（直営又は委託業者）及び許可業者により、市長が別に定める「固形状一般廃棄物収集計画表」に従い、実施します。

5 施設概要

(1) 焼却施設

① サンライズクリーンセンター

所在地 岩国市日の出町 2 番 75 号

処理方式 連続燃焼式ストーカ炉

処理能力 160 t / 日 (80 t / 24 h × 2 炉)

処理対象ごみ 焼却ごみ

(2) 資源化施設

① 岩国市リサイクルプラザ

所在地 岩国市平田二丁目 12 番 30 号

処理能力 59 t / 日

処理対象ごみ 陶磁器及びガラス類、プラスチック類、金属類及び破碎ごみ、びん類、かん類、処理困難ごみ、粗大ごみ並びにペットボトル

ア 処理方式及び処理能力

(ア) びん類 手選別→自動色選別（透明、茶又はその他） 9 t / 日

(イ) かん類 手選別→磁力選別→アルミ選別→圧縮成型 6 t / 日

(ウ) プラスチック類 破袋→風力選別→手選別→磁力選別→圧縮こん包
16 t / 日

(エ) 不燃・粗大 破碎→風力選別→磁力選別→アルミ選別→不燃・可燃物選別
26 t / 日

(オ) ペットボトル 圧縮こん包 2 t / 日

イ 資源化の方法

(ア) びん類、プラスチック類及びペットボトル 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）」に基づく再商品化

(イ) かん類、金属類 独自ルートによる再商品化

ウ 処理残渣の処理 埋立て、焼却

(3) 中継施設

① 岩国市本郷ごみ処理場

所在地 岩国市本郷町波野 951 番地

処理対象ごみ 全分別品目

ア 錦・美川・美和・本郷地域の焼却ごみのサンライズクリーンセンター搬入までの中継施設

イ 錦・美川・美和・本郷地域の資源化ごみ、埋立てごみのリサイクルプラザ搬入までの中継施設

(4) 最終処分場

① 岩国市日の出町最終処分場

所在地 岩国市日の出町 2 番 70 号

埋立容量 100,500 m³

埋立面積 19,000 m²

埋立方式 準好気性埋立構造・セル方式

浸出水処理能力 70 m³／日

浸出水処理方法 生物処理→凝集沈殿処理→活性炭吸着→消毒

処理対象ごみ 焼却異物、選別残渣、陶磁器及びガラス類

② 岩国市玖珂不燃物処理場（休止中）

所在地 岩国市玖珂町 1974 番地

埋立容量 9,065 m³

埋立面積 2,500 m²

埋立方式 サンドイッチ方式

浸出水処理能力 17.2 m³／日

浸出水処理方法 沈殿ろ過方式

処理対象ごみ 陶磁器及びガラス類（安定物のみ）

③ 岩国市周東埋立処分場

所在地 岩国市周東町三瀬川 1781 番地

埋立容量 20,400 m³

埋立面積 4,700 m²

埋立方式 サンドイッチ方式

浸出水処理能力 29 m³／日

浸出水処理方法 沈殿及び散水ろ床方式

処理対象ごみ 陶磁器及びガラス類（安定物のみ）

第3章 生活排水処理計画

本計画では、岩国市一般廃棄物処理基本計画に掲げる2つの基本理念①生活排水処理の推進②市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進の下、(1)生活排水処理の推進(2)し尿・汚泥の適正処理推進を基本方針とし、目標とする姿『豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち』の実現を目指します。

1 目標達成に向けての具体的な施策

(1) 生活排水処理の推進

項目	施 策	
1 生活排水処理施設整備	公共下水道整備推進	事業計画に基づき、一文字処理区、尾津処理区、由宇処理区、周南処理区の4処理区について、国土交通省の交付金を活用し継続して整備を行う。 加えて、川下地区（尾津処理区）では防衛省の補助金を活用し、更に岩国地区（一文字処理区）では内閣府の地方創生整備推進交付金を活用して整備を進める。
	農業集落排水の利用促進	整備済の地区において、施設の利用促進を図り生活排水処理を進める。
	浄化槽の整備推進	公共下水道・農業集落排水の処理区以外の地域で、合併浄化槽の設置に対する補助金交付制度等により、年間160基の設置整備を進める。また、単独浄化槽の撤去への上乗せ補助を行うなど、単独浄化槽から合併浄化槽への切替えを促進する。
2 生活排水の適正処理推進	家庭での取り組み推進	下水道の日のイベントにおいて、パンフレット配布やポスター掲示を行い、ティッシュペーパー等の不溶物を下水道へ流さない等の啓発に努める。
	水洗化の普及・啓発	ホームページや広報等を通じて水洗化の普及を広く呼びかける。また、マンホールカードを活用し、下水道への関心を高めてもらえるよう、啓発に努める。 下水道週間にあわせて、岩国南せせらぎセンターを一般開放し、施設見学を受け入れる。
	浄化槽の適正管理	岩国環境フェスタ、広報いわくに、ホームページ等での周知を図り、清掃業者や保守点検業者に市民への啓発を依頼するなど、情報提供の機会を増やしていく。

(2) し尿・汚泥の適正処理推進

項目	施 策	
1 排出抑制の推進	浄化槽に関する知識の向上	岩国環境フェスタ、広報いわくに、ホームページ等で市民（管理者）に情報提供を行い、浄化槽に関する知識の向上を図る。
	浄化槽清掃業者の指導	浄化槽の清掃業者に対して、清掃及び汚泥の引き抜きを法に基づき適正に行うよう指導する。
2 有効利用の促進	脱水汚泥の有効利用	玖西環境衛生組合「汚泥再生処理施設真水苑」では一部をたい肥化処理、周東環境衛生組合「衛生センター」では委託によるたい肥化を継続する。 みすみクリーンセンターから発生する脱水汚泥は、サンライズクリーンセンターへ搬入、焼却処理し、焼却灰をセメント原料化して有効活用を図る。
3 収集・運搬計画	処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化	玖北地域のし尿及び浄化槽汚泥の効率的な中継運搬を行うため岩国市本郷ごみ処理場内に整備した中継施設の供用を開始する。
	収集・運搬体制の維持（許可業者指導）	現在の許可業者によるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を維持する。 量的、質的に安定した収集運搬が行えるよう指導する。
	し尿収集運搬業の許可	安定かつ継続した収集運搬を行わせるため、新たな許可は行わないものとする。
4 中間処理計画 ・最終処分計画	みすみクリーンセンターによる集約処理	岩国地域、玖北地域のし尿及び浄化槽汚泥のみすみクリーンセンターでの集約処理について、安定した処理が出来るよう、施設の維持管理を行う。 由宇地域、玖珂地域、周東地域のし尿及び浄化槽汚泥は、当面現処理体制にて処理を継続するものとし、組合構成市町の動向、本市からの排出量を踏まえて、処理体制の再構築について検討する。
	汚泥等の集約処理	みすみクリーンセンターで発生した汚泥、し渣、沈砂、周東環境衛生組合「衛生センター」にて発生したし渣について、サンライズクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰をセメント原料として有効活用します。

5 その他の計画	災害廃棄物対策	平成 31 年 3 月に策定した「岩国地域災害廃棄物処理計画」に従い、災害時に発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速に処理するための体制づくりを進める。
----------	---------	---

・重点施策について

① 処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥を効率的にみすみクリーンセンターへ搬入するため、岩国市本郷ごみ処理場内に整備した中継施設の供用を開始します。

② 災害廃棄物対策

災害発生時に迅速に対応するため、本市内部・国・県・近隣市町、さらに民間事業者との連携について体制作りを行います。

また、平時からの市民意識の向上のため「岩国地域災害廃棄物処理計画」を市ホームページ等へ掲載し、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

(3) 施策展開

市民や事業者の意識向上、取り組みを実践しやすい環境を整えるため、岩国市一般廃棄物処理基本計画のスケジュールに沿って施策を展開します。

2 液状一般廃棄物の種類

(1) し尿

(2) 浄化槽汚泥

3 収集計画

収集は、市長が別に定める「液状一般廃棄物収集計画表」に従い、実施します。

(1) し尿 許可業者により、おおむね月 1 回実施します。

(2) 浄化槽汚泥 許可業者により、随時実施します。

4 施設概要

(1) し尿処理施設

① 岩国市みすみクリーンセンター

所在地 岩国市三角町三丁目 2 番 7 号

処理方式 標準脱窒素処理方式+高度処理

処理能力 129kL/日 (し尿 21.8kL/日 浄化槽汚泥 107.2kL/日)

② 岩国市にしきクリーンセンター（休止中）

所在地 岩国市錦町野谷 1210 番地 1

③ 玖西環境衛生組合汚泥再生処理施設「真水苑」

所在地 岩国市玖珂町 1401 番 1

処理方式 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理

処理能力 し尿等 28k1／日（し尿 13 k1／日　浄化槽汚泥 15k1／日）

生ごみ 50kg／日

設置者 玖西環境衛生組合

組合構成市 周南市 岩国市

④ 周東環境衛生組合衛生センター

所在地 柳井市神代 2805 番地

処理方式 標準脱窒素処理方式+高度処理

処理能力 120k1／日（し尿 92 k1／日　浄化槽汚泥 28k1／日）

設置者 周東環境衛生組合

組合構成市町 柳井市 田布施町 平生町 上関町 岩国市

(2) 中継施設

① 岩国市本郷ごみ処理場

所在地 岩国市本郷町波野 951 番地

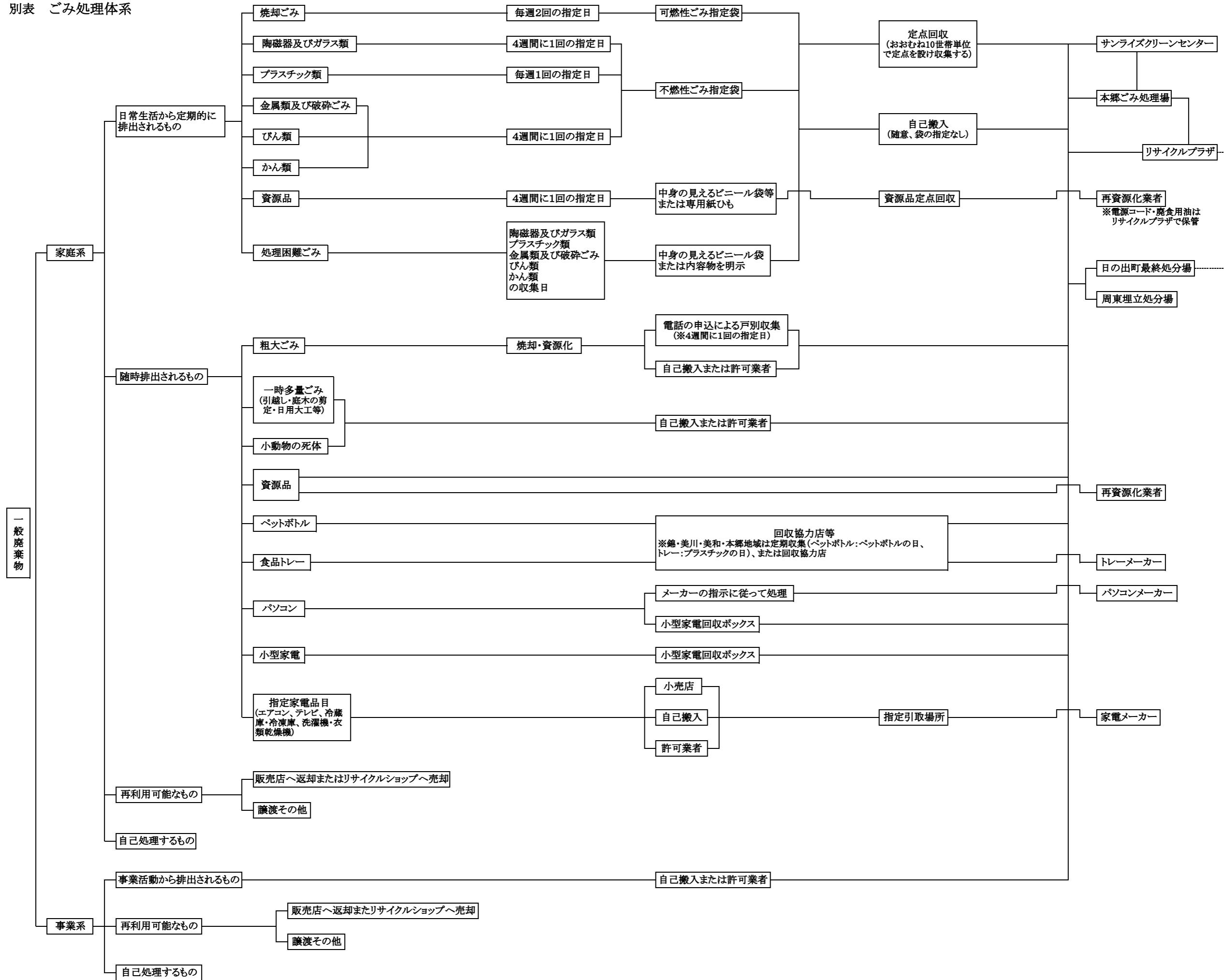
保管容量 40 m³

錦・美川・美和・本郷地域のし尿・浄化槽汚泥のみすみクリーンセンター搬入までの
の中継施設

第4章 計画の進行管理

本計画に記載した施策及び事業を着実に実施・推進するため、取り組みの状況や目標値の達成状況などを、ホームページ等で公表します。

別表 ごみ処理体系



令和2年度 固形状一般廃棄物収集計画表(No.1)

区分	焼却ごみ	陶磁器及びガラス類	プラスチック類	金属類及び破碎ごみ	びん類	かん類	資源品	ペットボトル	粗大ごみ	
直営	師木野(六呂師、叶木) 小瀬の一部(丸田・持ヶ崎、沼田ヶ原、柏山、矢細工)	師木野(六呂師、叶木) 小瀬の一部(丸田、持ヶ崎、沼田ヶ原、柏山、矢細工)、北河内(荒瀬谷)	師木野(六呂師、叶木) 小瀬の一部(丸田、持ヶ崎、沼田ヶ原、柏山、矢細工)、北河内(荒瀬谷)	師木野(六呂師、叶木) 小瀬の一部(丸田、持ヶ崎、沼田ヶ原、柏山、矢細工)、北河内(荒瀬谷)	川口町一・二丁目、三笠町二丁目の一部・三丁目の一部、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町一・二丁目、飯田町二丁目、御庄、師木野(六呂師・叶木を含む)、小瀬の一部(丸田、持ヶ崎、沼田ヶ原、柏山、矢細工)、北河内(荒瀬谷)、藤河の一部、南河内、愛宕町、横山、川西、牛野谷町、平田一・二・三・四・五丁目の一部・六丁目、海土路町二丁目の一部、藤生町三丁目の一部(中電社宅)	麻里布町四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町、飯田町二丁目、御庄、師木野(六呂師・叶木を含む)、今津町二・三丁目、装港地区、小瀬の一部(丸田、持ヶ崎、沼田ヶ原、柏山、矢細工)、北河内(荒瀬谷)、門前町一丁目の一部、愛宕町、平田一丁目の一部・二・三・四・五・六丁目、灘町、海土路町、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、藤生町、黒磯町二丁目の一部・三丁目	岩国地域(紙パック・布類・廃食用油・電源コードのみ)、川下・錦見(軽コース)、小瀬(丸田、持ヶ崎、沼田ヶ原、柏山、矢細工)、北河内(荒瀬谷)の全品目	岩国地域	岩国地域	
(有)森下清掃舎	麻里布町一・四・五・七丁目の一部、東地区、立石町、砂山町、室の木町、今津町、装港地区、小瀬の一部、藤河、南河内、北河内(荒瀬谷を除く)、門前町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、尾津町、川下地区、南岩国町二丁目の一部	東地区、立石町、砂山町、室の木町、今津町、装港地区、小瀬の一部、藤河、南河内、北河内(荒瀬谷を除く)、愛宕地区(牛野谷町を含む)、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部、川下地区、横山、川西、平田二・三・六丁目	錦見、川口町、三笠町、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、立石町、砂山町、室の木町、装港地区、小瀬の一部、愛宕地区(牛野谷町を含む)、南岩国町、川下地区、平田一・四・五丁目、灘町、海土路町、藤生町一・三丁目の一部	元町一・二・三丁目・四丁目の一部・昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、立石町、砂山町、室の木町、装港地区、小瀬の一部、愛宕地区(牛野谷町を含む)、南岩国町、川下地区、平田一・四・五丁目、尾津町三・四・五丁目、川下地区、灘町、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部・三・五丁目の一部、平田五丁目の一部、藤生町一丁目の一部	麻里布町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、門前町三丁目の一部・四・五丁目、尾津町三・四・五丁目、川下地区、灘町、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部・三・五丁目の一部、平田五丁目の一部、藤生町一丁目の一部	川口町、三笠町、立石町、砂山町一丁目、室の木町一・四丁目、小瀬の一部、中津町三丁目、車町二丁目の一部(軽コース)・三丁目、川下町三丁目、旭町、川西、平田一丁目の一部	岩国地域 新聞、雑紙、ダンボール、アルミ缶	—	—	
委託	(有)横田清掃舎	岩国、錦見、今津町、藤河、南河内、門前町一丁目の一部・二丁目の一部、愛宕町、牛野谷町、通津の一部、平田一丁目の一部(ガーデンシティ)・二・三丁目の一部・四・五丁目、南岩国町一丁目・二丁目の一部・三・四・五丁目、灘地区	麻里布町、岩国、錦見、御庄、柱野、山手町、通津、平田一・四・五丁目、尾津町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、愛宕町、楠町一・二丁目・三丁目の一部、中津町一丁目の一部、牛野谷町、灘町、海土路町一・二丁目の一部、南岩国町一・二丁目の一部・三・四・五丁目、藤生町一・二・三丁目の一部・四・五丁目、黒磯町、青木町一・二・三丁目の一部・四丁目	麻里布町、岩国、錦見、川口町、三笠町、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町、飯田町、今津町、山手町	麻里布町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、岩国、錦見、立石町、砂山町、室の木町、今津町、山手町、装港地区、小瀬の一部、門前町一丁目の一部・二丁目・三丁目の一部、海土路町一・二丁目の一部、南岩国町四・五丁目の一部、藤生町一丁目の一部・二・三丁目の一部・四・五丁目、黒磯町二・三丁目、青木町二丁目の一部・四丁目	岩国、錦見、砂山町二丁目、室の木町二・三・五丁目、今津町一・四・五・六丁目、門前町一丁目の一部・二丁目の一部、楠町、中津町一・二丁目、車町一・二丁目の一部、川下町一・二丁目、牛野谷町	岩国地域 新聞、雑紙、ダンボール、アルミ缶	—	—	
	(株)西部ビルメン	麻里布町二・三・六・七丁目の一部、御庄、柱野、山手町、通津の一部、平田三丁目の一部・六丁目、南岩国町二丁目の一部	—	通津、平田一丁目の一部・三丁目の一部・四・五丁目の一部	通津、藤生町二・三丁目の一部・四・五丁目、黒磯町、青木町、保津町	三笠町一・二丁目の一部・三丁目の一部、元町一・二・三丁目・四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、尾津町二丁目の一部、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部、通津、黒磯町一丁目、青木町一・二丁目の一部・三丁目、保津町	麻里布町一・二・三・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、山手町、横山、通津、黒磯町一・二丁目の一部、青木町、保津町	岩国地域 新聞、雑紙、ダンボール、アルミ缶	—	—

(有)清流産業	装港地区、小瀬の一部、横山、川西、平田一丁目の一部	—	麻里布町、元町一・二・三・四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、山手町、藤河、南河内、北河内(荒瀬谷を除く)、門前町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、尾津町一丁目の一部・二丁目の一部、南岩国町二丁目、横山、川西、平田一丁目の一部・二・三・五丁目の一部・六丁目、南岩国町二丁目の一部、海土路町二丁目の一部、藤生町三丁目の一部、青木町三丁目の一部、保津町一・二丁目	御庄、柱野、藤河、南河内、北河内(荒瀬谷を除く)、横山、川西、平田二・三・六丁目、南岩国町二丁目(トヨド団地)	藤河の一部、北河内(荒瀬谷を除く)、尾津町一・二丁目の一部、門前町一丁目の一部・三丁目の一部	元町一・二・三・四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、藤河、南河内、北河内(荒瀬谷を除く)、門前町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、尾津町、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部	岩国地域 新聞、雑紙、ダンボール、アルミ缶	—	—
許可	一般許可 16業者(許可区域 岩国地域)	(有)毎日清掃舎、(有)岩国コレクトサービス、(株)ガンシン、岩国衛生(株)、(株)大草産業、(有)錦衛生舎、山陽商会、(株)西部ビルメン、信和産業、(有)昭和産業、(株)クロカワ、サマンサジャパン(株)、(株)AIN、(有)金山商店、榎本産業(株)、(有)清流産業、山口県東部森林組合	※ 柱島三島のごみ収集、運搬は、地元に委託						

※ 柱島三島のごみ収集、運搬は、地元に委託

令和2年度固形状一般廃棄物収集計画表(No.2)

区分	焼却ごみ	陶磁器及びガラス類	プラスチック類	金属類及び破碎ごみ	びん類	かん類	資源品	ペットボトル	粗大ごみ	
直営	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
委託	(有)由宇衛生社	由宇町	—	—	—	—	由宇町	由宇町	—	
	(株)坊野興業	—	由宇町	由宇町	由宇町	由宇町	—	由宇町	—	
	(有)兼年工業	玖珂町 ・柳井田上・柳井田中・ 柳井田下・大田・台の橋・雇 用雇住宅・瀬田上・瀬田下・ 有延・久門給1区・久門給2 区・同道・市頃・本町上・本 町下・駿通・新市1区・新市 2区・新町上・新町下)	玖珂町 ・柳井田上・柳井田中・ 柳井田下・大田・台の橋・雇 用雇住宅・瀬田上・瀬田下・ 有延・久門給1区・久門給2 区・同道・市頃・本町上・本 町下・駿通・新市1区・新市 2区・新町上・新町下)	玖珂町 ・柳井田上・柳井田中・ 柳井田下・大田・台の橋・雇 用雇住宅・瀬田上・瀬田下・ 有延・久門給1区・久門給2 区・同道・市頃・本町上・本 町下・駿通・新市1区・新市 2区・新町上・新町下)	玖珂町 ・柳井田上・柳井田中・ 柳井田下・大田・台の橋・雇 用雇住宅・瀬田上・瀬田下・ 有延・久門給1区・久門給2 区・同道・市頃・本町上・本 町下・駿通・新市1区・新市 2区・新町上・新町下)	玖珂町 ・柳井田上・柳井田中・ 柳井田下・大田・台の橋・雇 用雇住宅・瀬田上・瀬田下・ 有延・久門給1区・久門給2 区・同道・市頃・本町上・本 町下・駿通・新市1区・新市 2区・新町上・新町下)	玖珂町 ・柳井田上・柳井田中・ 柳井田下・大田・台の橋・雇 用雇住宅・瀬田上・瀬田下・ 有延・久門給1区・久門給2 区・同道・市頃・本町上・本 町下・駿通・新市1区・新市 2区・新町上・新町下)	玖珂町 ・柳井田上・柳井田中・ 柳井田下・大田・台の橋・雇 用雇住宅・瀬田上・瀬田下・ 有延・久門給1区・久門給2 区・同道・市頃・本町上・本 町下・駿通・新市1区・新市 2区・新町上・新町下)	—	玖珂町 ・柳井田上・柳井田中・ 柳井田下・大田・台の橋・雇 用雇住宅・瀬田上・瀬田下・ 有延・久門給1区・久門給2 区・同道・市頃・本町上・本 町下・駿通・新市1区・新市 2区・新町上・新町下)
	(有)ヤマト	玖珂町 (上谷・下谷・鉄明路・中野 口・河内地・野口上・野口下 1区・野口下2区・阿山上・ 阿山下・阿山北・千束・臼田・ 谷津上・谷津下1区・谷津下 2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鉄明路・中野 口・河内地・野口上・野口下 1区・野口下2区・阿山上・ 阿山下・阿山北・千束・臼田・ 谷津上・谷津下1区・谷津下 2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鉄明路・中野 口・河内地・野口上・野口下 1区・野口下2区・阿山上・ 阿山下・阿山北・千束・臼田・ 谷津上・谷津下1区・谷津下 2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鉄明路・中野 口・河内地・野口上・野口下 1区・野口下2区・阿山上・ 阿山下・阿山北・千束・臼田・ 谷津上・谷津下1区・谷津下 2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鉄明路・中野 口・河内地・野口上・野口下 1区・野口下2区・阿山上・ 阿山下・阿山北・千束・臼田・ 谷津上・谷津下1区・谷津下 2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鉄明路・中野 口・河内地・野口上・野口下 1区・野口下2区・阿山上・ 阿山下・阿山北・千束・臼田・ 谷津上・谷津下1区・谷津下 2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鉄明路・中野 口・河内地・野口上・野口下 1区・野口下2区・阿山上・ 阿山下・阿山北・千束・臼田・ 谷津上・谷津下1区・谷津下 2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鉄明路・中野 口・河内地・野口上・野口下 1区・野口下2区・阿山上・ 阿山下・阿山北・千束・臼田・ 谷津上・谷津下1区・谷津下 2区・鞍掛・上市北・上市南)	
	(有)松永	周東町	—	—	—	—	—	周東町	—	
	建物美研(有)	—	—	周東町	—	—	—	周東町	—	
	(株)石川組	—	周東町	—	—	周東町	—	—	—	
	小林商店	—	—	—	周東町	—	周東町	—	周東町	
	(株)シーパーツ	—	—	—	—	—	周東町	—	—	
	(有)クリーンホーム	錦町、美川町	錦町、美川町	錦町、美川町	錦町、美川町	錦町、美川町	錦町、美川町	錦町、美川町	—	
	(有)クリーンホーム	—	—	—	—	—	錦町、美川町 美和町、本郷町	—	錦町、美川町 美和町、本郷町	
	(株)亀乃家	美和町	美和町	美和町	美和町	美和町	美和町	美和町	—	
	(同) 本郷環境組合	本郷町	本郷町	本郷町	本郷町	本郷町	本郷町	本郷町	—	
	許可	一般許可								
許可	○由宇町	6業者 (許可区域 由宇地域)	(株)坊野興業、(株)大原組、(有)由宇衛生社、(有)メディカルダスト、(株)由宇建材、(株)森野組							
	○玖珂町	14業者 (許可区域 玖珂地域)	(有)兼年工業、(有)橋本組、(株)石川組、(有)松永、(株)中村組、山口県東部森林組合、(株)田村土木、(有)昭和産業、(有)メディカルダスト、信和産業、(株)西部ビルメン、(株)坊野興業、(株)大原組、(有)ヤマト							
	○周東町	20業者 (許可区域 周東地域)	(株)石川組、建物美研(有)、(株)キタバタ、(株)坊野興業、(株)大原組、(有)兼年工業、(有)橋本組、(有)昭和産業、(有)メディカルダスト、光井興産(有)、(株)西部ビルメン、(株)タイナカ運送、(株)クリーンサポートヒラタ、(有)松永、(株)中村組、(有)ヤマト、(有)あらい環境サービス、山口県東部森林組合、奥林造園、信和産業							
	○錦町	6業者 (許可区域 錦 地域)	山陽商会、(有)平田工務店、(株)にしき、西日本高速道路シティバス中国(株)、(有)クリーンホーム、山口県東部森林組合							
	○美川町	3業者 (許可区域 美川地域)	野原建設(株)、(有)クリーンホーム、山口県東部森林組合							
	○美和町	6業者 (許可区域 美和地域)	山陽商会、山口県東部建設副産物協同組合、光井興産(有)、(有)平田工務店、(有)クリーンホーム、山口県東部森林組合							
	○本郷町	2業者 (許可区域 本郷地域)	(有)クリーンホーム、山口県東部森林組合							

令和2年度 液状一般廃棄物収集計画表

区分	し尿収集	浄化槽汚泥 収集	浄化槽清掃
岩国衛生（株） 岩国市川西四丁目1番9号	岩国三丁目・四丁目・五丁目、 錦見一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・七丁目・八丁目、 川西 今津町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・六丁目、山手町、 室の木町、砂山町、立石町、 麻里布町一丁目1番1号、 麻里布町二丁目10番46号・47号・74号、 川口町、三笠町、元町、昭和町、飯田町、 桂町、日の出町、新港町、装束町 海土路町、藤生町、黒磯町、青木町、保津町、藤河（関戸、 多田、阿品、田原）、小瀬 北河内（守内、瓦谷、杭名、下、行波、天尾、二鹿、相の 谷）	岩国地域	岩国地域
(有)錦衛生舎 岩国市門前町五丁目6番2号	岩国一丁目・二丁目、横山、錦見五丁目・六丁目、今津町 五丁目、麻里布町（麻里布町一丁目1番1号、麻里布町二 丁目10番46号・47号・74号は除く）、 楠町、中津町、車町、川下町、旭町、三角町 牛野谷町、門前町、尾津町、愛宕町 平田、南岩国町、灘町、通津（長野、通津） 御庄（御庄、持国、大谷） 師木野（柱野、六呂師、叶木） 南河内（土生、角、保木、上田、寺山、近延、行正、入野、 大山、甘木、伊房、竹安）	岩国地域	岩国地域
柱島環境衛生組合	柱島	—	—
端島環境衛生組合	端島	—	—
黒島環境衛生組合	黒島	—	—
(有)トキワ衛生社 岩国市玖珂町549-3	玖珂町 周東町	玖珂町 周東町	玖珂町 周東町
(有)由宇衛生社 岩国市由宇町3087	由宇町	由宇町	由宇町
(有)クリーンホーム 岩国市美川町小川1209	錦町 美川町 美和町 本郷町	錦町 美川町 美和町 本郷町	錦町 美川町 美和町 本郷町